

# 四半期報告書

(第56期第2四半期)

自 2017年7月1日

至 2017年9月30日

**株式会社コロワイド**

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 ..... | 1 |
| 2 事業の内容 .....       | 1 |

## 第2 事業の状況

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク .....                    | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 .....                 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... | 2 |

## 第3 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

- |                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| (1) 株式の総数等 .....                    | 4  |
| (2) 新株予約権等の状況 .....                 | 8  |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... | 8  |
| (4) ライツプランの内容 .....                 | 8  |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....           | 8  |
| (6) 大株主の状況 .....                    | 9  |
| (7) 議決権の状況 .....                    | 10 |

- |               |    |
|---------------|----|
| 2 役員の状況 ..... | 10 |
|---------------|----|

## 第4 経理の状況 .....

## 1 要約四半期連結財務諸表

- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| (1) 要約四半期連結財政状態計算書 .....      | 12 |
| (2) 要約四半期連結損益計算書 .....        | 14 |
| (3) 要約四半期連結包括利益計算書 .....      | 16 |
| (4) 要約四半期連結持分変動計算書 .....      | 18 |
| (5) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書 ..... | 20 |

- |             |    |
|-------------|----|
| 2 その他 ..... | 30 |
|-------------|----|

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月14日
【四半期会計期間】	第56期第2四半期（自 2017年7月1日 至 2017年9月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野尻 公平
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【電話番号】	045(274)5970
【事務連絡者氏名】	取締役 瀬尾 秀和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第2四半期 連結累計期間	第56期 第2四半期 連結累計期間	第55期
会計期間	自 2016年4月1日 至 2016年9月30日	自 2017年4月1日 至 2017年9月30日	自 2016年4月1日 至 2017年3月31日
売上収益 (第2四半期連結会計期間) (百万円)	113,680 (58,183)	121,045 (61,542)	234,444
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	1,356	1,390	2,212
四半期(当期)利益(△は損失) (百万円)	△134	543	△4,280
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益(△は 損失) (第2四半期連結会計期間) (百万円)	△531 (△1,018)	182 (△551)	△1,398
四半期(当期)包括利益 (百万円)	△232	475	△4,432
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)包括利益 (百万円)	△575	116	△1,591
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	34,189	33,642	34,231
総資産額 (百万円)	209,085	231,344	233,048
基本的1株当たり四半期 (当期)利益(△は損失) (第2四半期連結会計期間) (円)	△8.02 (△13.57)	△0.30 (△10.07)	△19.56
希薄化後1株当たり四半期 (当期)利益(△は損失) (円)	△8.02	△0.30	△19.56
親会社所有者帰属持分比率 (%)	16.4	14.5	14.7
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△1,611	8,994	4,990
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	1,660	△3,268	△13,982
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	△8,453	△8,307	12,545
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	22,574	31,924	34,631

(注) 1. 売上収益には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 上記指標は、国際財務報告基準(IFRS)により作成された四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

4. 第55期における希薄化後1株当たり当期損失は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、基本的1株当たり当期損失と同額であります。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、輸出関連が好調なことを背景に大企業を中心として製造業の収益が伸びただけでなく、非製造業においても都市部の再開発や2020年の東京オリンピック向けに建設需要が高まっている他、小売関連も富裕層や訪日外国人客の堅調な消費に牽引されて、回復傾向が強まってまいりました。

外食産業におきましては、米、食肉、鮮魚などの原材料価格の上昇や、物流費、人件費の増加など、コストの上昇が発生すると同時に、コンビニに代表される異業種との競合も激化しております。また、景気は回復基調とはいえ実質賃金の伸びが鈍いことから、消費者の選別志向の状況は続いておりますが、高額なものであっても消費者のニーズに合い価格に見合った価値を提供できるものは、お客様に支持される傾向も出ております。

このような状況の中、当社グループでは「すべてはお客様のために」をモットーにQSCAを高め、家庭では体験できない様々な料理や高レベルのサービスをお客様に提供することで、「楽しかった、美味しかった」とお客様に喜んで頂けるよう努めております。そのため、お客様のニーズを精査するとともに、主要業態のポジショニングを再確認し、業態のコンセプトの一層のブラッシュアップを続けております。

店舗運営面では、「お値打ち感」のある魅力的なメニューの提供やお客様をお待たせしないための店内作業効率の向上、コールセンターやインターネットによる予約システムの更なる利便性の拡充、費用対効果を吟味した販促活動などに積極的に取り組んでまいりました。

コスト面では、食材価格の上昇の影響を極力抑えるため、価格変動に機動的に対応した調達、仕入れ先の選別及び中期的な契約の締結、発注システムの高度化などを図った他、加工製品の内製化の推進、グループ各社が使用する各種調味料の規格の共通化、セントラルキッチンにおける生産性の向上、物流センターのエリアごとの集約などにも努めております。

店舗政策につきましては、直営レストラン業態を24店舗、直営居酒屋業態を12店舗、合計36店舗を新規出店致しました。一方、定期建物賃貸借契約の終了や不採算などにより直営レストラン業態を20店舗、直営居酒屋業態を18店舗、合計38店舗を閉鎖致しました。その結果、当第2四半期連結会計期間末の直営店舗数は1,525店舗となりました。尚、FC店舗を含めた総店舗数は2,722店舗となっております。

以上のような施策を推進してまいりましたが、焼肉業態やステーキ業態をはじめ堅調な業績を確保する事業がある一方、5月に発生したアニサキス食中毒の風評被害の影響を回転寿司業態で受けたことや、7月から9月にかけては、全国的な豪雨や関東・東北における長雨、大型台風の上陸などの天候要因による客足の伸び悩みなどが一部に見られました。このため当第2四半期連結累計期間の連結業績につきましては、売上収益は1,210億45百万円、営業利益は24億29百万円、税引前四半期利益は13億90百万円、四半期利益は5億43百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① (株)コロワイドMD

(株)コロワイドMDは、主に「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「遊食三昧 NIJYU-MARU」などの飲食店の運営及び各種食料品の商品開発・調達・製造・物流・マーチャンダイジングを行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は548億80百万円（前年同四半期547億35百万円）、営業損失は2億80百万円（前年同四半期営業損失31百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては、2店舗の新規出店及び6店舗の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の直営店舗数は326店舗となっております。

#### ② (株)アトム

(株)アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の運営を行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は268億40百万円（前年同四半期263億52百万円）、営業利益は9億87百万円（前年同四半期9億47百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては4店舗の新規出店、11店舗の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の直営店舗数は466店舗となっております。

③ ㈱レイズインターナショナル

㈱レイズインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「FRESHNESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は385億92百万円（前年同四半期309億6百万円）、営業利益は27億74百万円（前年同四半期18億5百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては54店舗（FC28店舗・直営26店舗）の新規出店、55店舗（FC40店舗・直営15店舗）の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の店舗数は1,532店舗（FC1,179店舗・直営353店舗）となっております。

④ カッパ・クリエイト㈱

カッパ・クリエイト㈱は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は401億9百万円（前年同四半期398億71百万円）、営業利益は2億11百万円（前年同四半期8億49百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては2店舗の新規出店、5店舗の閉鎖を行い、当第2四半期連結会計期間末の直営店舗数は354店舗となっております。

⑤ その他

その他は、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱パンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び直営飲食店チェーンの運営、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱ダブリューピージージャパン、㈱フードテーブル、㈱コロカフェ及びCOLOWIDE VIETNAM, JSC.における飲食店経営となっております。

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上収益は146億46百万円（前年同四半期143億19百万円）、営業利益は40百万円（前年同四半期1億79百万円）となりました。

（注）セグメントにつきましては、「要約四半期連結財務諸表注記 5. セグメント情報」をご参照下さい。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが89億94百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが△32億68百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが△83億7百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ27億6百万円減少し、319億24百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に減価償却費及び償却費によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に長期借入れによる収入はあるものの、短期借入金の純減及び長期借入金の返済による支出によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	112,999,920
優先株式	30
第2回優先株式	50
計	113,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2017年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2017年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,284,041	75,284,041	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注1)
第2回優先株式	30	30	非上場	単元株式数1株 (注2)
計	75,284,101	75,284,101	—	—

(注1) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次のとおりであります。尚、単元株式数は1株であります。

#### 1. 優先配当金

##### (1) 優先配当金の額

当社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株式を有する株主（以下、第2回優先株主という）又は第2回優先株式の登録株式質権者（以下、第2回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。

①2009年4月1日以降の事業年度に関して

優先配当金=100,000,000円×（日本円TIBOR+3.00%）

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

- (2) 優先中間配当金の額  
 当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。
- (3) 非累積条項  
 ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- (4) 非参加条項  
 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。
2. 残余財産の分配  
 当社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。  
 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。
3. 経過優先配当金相当額  
 優先株式1株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
4. 議決権  
 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
5. 買受け等  
 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買受けすることができる。  
 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
6. 新株引受権等  
 当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
7. 株式の分割又は併合  
 当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
8. 取得請求  
 優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。  
 (1) 優先株主は、2009年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から1ヶ月以内（以下、請求期間という）において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。  
 (2) 当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から(1)に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。  
 (3) (2)に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。  
 (4) (1)に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間



が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。

## 9. 取得条項

当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。

優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

## 10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

## 11. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

（注2）第2回優先株式の内容は、次のとおりであります。

### 1. 第2回優先配当金

#### （1）第2回優先配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。

①2011年4月1日以降の事業年度に関して

第2回優先配当金=100,000,000円×（日本円TIBOR+3.5%）

「日本円TIBOR」とは、第2回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

#### （2）第2回優先中間配当金の額

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき第2回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第2回優先中間配当金という）を支払う。

第2回優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回優先配当金の支払いは、第2回優先中間配当金を控除した額による。ある事業年度において、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第2回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

#### （3）非累積条項

- (4) 非参加条項
2. 残余財産の分配
3. 第2回経過優先配当金相当額
4. 議決権
5. 買受け等
6. 新株引受権等
7. 株式の分割又は併合
8. 取得請求
9. 取得条項
- 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、第2回優先配当金を超えて配当はしない。
- 当社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、第2回優先株式1株につき100,000,000円に本条第3項に定める第2回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
- 第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- 第2回優先株式1株当たりの第2回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して第2回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
- 第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
- 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第2回優先株式のみを買い受けることができる。
- 第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。
- 当社は第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
- 当社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (1) 第2回優先株主は、平成23年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。
- (2) (1)に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数1位を四捨五入する）とする。
- (3) (1)に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
- (1) 当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。
- (3) 第1項に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（い

れも、同日を含む)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)とする。

(4)第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額(他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む)の合計額を控除した金額(以下、限度額という)を限度とする。

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

11. 議決権を有しないこととしている理由

資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2017年7月1日～ 2017年9月30日	—	普通株式 75,284,041 優先株式 30 第2回優先株式 30	—	14,030	—	3,748

## (6) 【大株主の状況】

2017年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
㈱サンクロード	神奈川県横浜市中区太田町5-58	5,966,930	7.93
蔵人 金男	神奈川県逗子市	4,287,605	5.70
蔵人 良子	神奈川県逗子市	4,192,750	5.57
蔵人 賢樹	神奈川県横浜市	3,264,617	4.34
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	1,235,600	1.64
鈴木 理永	神奈川県横浜市	1,094,625	1.45
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	920,300	1.22
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	896,300	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	862,660	1.15
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	668,400	0.89
計	—	23,389,787	31.07

(注) 上記日本トラスティ・サービス信託銀行㈱の所有株式数は全て信託業務に係るものであります。

尚、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2017年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
㈱サンクロード	神奈川県横浜市中区太田町5-58	59,669	7.97
蔵人 金男	神奈川県逗子市	42,876	5.73
蔵人 良子	神奈川県逗子市	41,927	5.60
蔵人 賢樹	神奈川県横浜市	32,646	4.36
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	12,356	1.65
鈴木 理永	神奈川県横浜市	10,946	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口1)	東京都中央区晴海1-8-11	9,203	1.23
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口2)	東京都中央区晴海1-8-11	8,963	1.20
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱ (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	8,626	1.15
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	6,684	0.89
計	—	233,896	31.25

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2017年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	優先株式 30	—	優先株式の内容は「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
	第2回優先株式 30	—	
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 247,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 74,851,500	748,515	同上
単元未満株式	普通株式 185,441	—	同上
発行済株式総数	75,284,101	—	—
総株主の議決権	—	748,515	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,448株含まれております。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2017年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい2-2-1	247,100	—	247,100	0.33
計	—	247,100	—	247,100	0.33

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下、「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2017年7月1日から2017年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2017年9月30日)
<b>資産</b>		
流動資産		
現金及び現金同等物	34,631	31,924
営業債権及びその他の債権	8,805	8,165
その他の金融資産	632	600
棚卸資産	4,417	4,914
未収法人所得税	2,157	255
その他の流動資産	3,763	5,540
流動資産合計	54,405	51,398
非流動資産		
有形固定資産	67,381	69,959
のれん	67,124	67,156
無形資産	8,897	8,634
投資不動産	999	592
その他の金融資産	29,521	29,636
繰延税金資産	3,486	3,327
その他の非流動資産	1,235	642
非流動資産合計	178,643	179,946
資産合計	233,048	231,344

	注記	前連結会計年度 (2017年3月31日)	当第2四半期 連結会計期間 (2017年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		22,403	24,895
社債及び借入金	6	40,931	25,912
その他の金融負債		3,434	3,474
未払法人所得税		1,813	1,771
引当金		3,425	3,277
その他の流動負債		8,547	9,364
流動負債合計		80,553	68,693
非流動負債			
営業債務及びその他の債務		3,768	5,594
社債及び借入金	6	72,099	82,621
その他の金融負債		16,987	15,893
引当金		6,567	6,470
繰延税金負債		664	444
その他の非流動負債		2,500	2,181
非流動負債合計		102,585	113,202
負債合計		183,138	181,895
資本			
資本金		14,030	14,030
資本剰余金		18,853	18,729
自己株式		△151	△152
その他の資本の構成要素		△373	△440
利益剰余金		1,873	1,475
親会社の所有者に帰属する 持分合計		34,231	33,642
非支配持分		15,678	15,807
資本合計		49,910	49,449
負債及び資本合計		233,048	231,344



## (2) 【要約四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
売上収益	5	113,680	121,045
売上原価		49,503	52,575
売上総利益		64,177	68,470
その他の営業収益		1,317	1,160
販売費及び一般管理費		61,524	65,704
その他の営業費用		1,406	1,497
営業利益	5	2,564	2,429
金融収益		185	352
金融費用		1,393	1,390
税引前四半期利益		1,356	1,390
法人所得税費用		1,490	847
四半期利益又は四半期損失(△)		△134	543
四半期利益又は四半期損失(△)の帰属			
親会社の所有者		△531	182
非支配持分		397	361
四半期利益又は四半期損失(△)		△134	543
1株当たり四半期損失(△)			
基本的1株当たり四半期損失(△)(円)	9	△8.02	△0.30
希薄化後1株当たり四半期損失(△)(円)	9	△8.02	△0.30

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
売上収益		58,183	61,542
売上原価		25,311	26,903
売上総利益		32,872	34,639
その他の営業収益		355	834
販売費及び一般管理費		32,177	34,321
その他の営業費用		584	740
営業利益		466	412
金融収益		68	94
金融費用		647	671
税引前四半期損失(△)		△113	△166
法人所得税費用		815	425
四半期損失(△)		△928	△591
四半期損失(△)の帰属			
親会社の所有者		△1,018	△551
非支配持分		90	△40
四半期損失(△)		△928	△591
1株当たり四半期損失(△)			
基本的1株当たり四半期損失(△)(円)	9	△13.57	△10.07
希薄化後1株当たり四半期損失(△)(円)	9	△13.57	△10.07

## (3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

注記	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
四半期利益又は四半期損失 (△)	△134	543
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	△10	12
確定給付制度の再測定	△106	—
純損益に振り替えられることのない項目合計	△116	12
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△2	△88
キャッシュ・フロー・ヘッジ	20	7
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	18	△81
税引後その他の包括利益	△98	△69
四半期包括利益	△232	475
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	△575	116
非支配持分	343	359
四半期包括利益	△232	475

## 【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

注記	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
四半期損失(△)	△928	△591
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	62	△13
純損益に振り替えられることのない項目合計	62	△13
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△57	17
キャッシュ・フロー・ヘッジ	27	30
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	△30	48
税引後その他の包括利益	32	35
四半期包括利益	△896	△556
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	△1,005	△508
非支配持分	109	△48
四半期包括利益	△896	△556

## (4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第2四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年9月30日）

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2016年4月1日残高		14,030	18,134	△150	11	54	△32
四半期損失(△)		—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	△8	△54	△0
四半期包括利益		—	—	—	△8	△54	△0
自己株式の取得	7	—	—	△1	—	—	—
自己株式の処分		—	0	0	—	—	—
配当金		—	—	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		—	15	—	—	—	—
所有者との取引額合計		—	15	△1	—	—	—
2016年9月30日残高		14,030	18,149	△151	3	—	△32

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計				
2016年4月1日残高		△121	△88	3,268	35,194	19,336	54,530
四半期損失(△)		—	—	△531	△531	397	△134
その他の包括利益		19	△43	—	△43	△55	△98
四半期包括利益		19	△43	△531	△575	343	△232
自己株式の取得	7	—	—	—	△1	—	△1
自己株式の処分		—	—	—	0	0	0
配当金		—	—	△445	△445	△819	△1,265
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		—	—	—	15	40	55
その他		—	—	—	—	10	10
所有者との取引額合計		—	—	△445	△431	△769	△1,200
2016年9月30日残高		△102	△131	2,291	34,189	18,909	53,098

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		
					その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	確定給付制度の再測定	在外営業活動体の換算差額
2017年4月1日残高		14,030	18,853	△151	22	—	△157
四半期利益		—	—	—	—	—	—
その他の包括利益		—	—	—	7	—	△81
四半期包括利益		—	—	—	7	—	△81
自己株式の取得	7	—	—	△1	—	—	—
配当金		—	—	—	—	—	—
連結除外による減少		—	—	—	—	—	—
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		—	△124	—	—	—	—
所有者との取引額合計		—	△124	△1	—	—	—
2017年9月30日残高		14,030	18,729	△152	30	—	△239

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の構成要素合計				
2017年4月1日残高		△238	△373	1,873	34,231	15,678	49,910
四半期利益		—	—	182	182	361	543
その他の包括利益		7	△67	—	△67	△2	△69
四半期包括利益		7	△67	182	116	359	475
自己株式の取得	7	—	—	—	△1	—	△1
配当金		—	—	△580	△580	△185	△765
連結除外による減少		—	—	—	—	△63	△63
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		—	—	—	△124	18	△105
所有者との取引額合計		—	—	△580	△704	△231	△935
2017年9月30日残高		△231	△440	1,475	33,642	15,807	49,449

## (5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 注記 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	1,356	1,390
減価償却費及び償却費	5,385	5,462
減損損失	435	740
金融収益	△185	△352
金融費用	1,393	1,390
固定資産除売却損益 (△は益)	375	△359
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△687	△474
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	789	725
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	833	1,951
その他	163	△544
小計	9,857	9,930
利息及び配当金の受取額	48	61
利息の支払額	△1,170	△1,337
法人所得税の支払額又は還付額 (△は減少)	△10,346	340
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,611	8,994
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入れによる支出	△6	△6
定期預金の払戻しによる収入	7,003	0
有形固定資産の取得による支出	△4,837	△4,186
有形固定資産の売却による収入	81	991
敷金及び保証金の差入による支出	△917	△448
敷金及び保証金の回収による収入	830	997
その他	△494	△616
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,660	△3,268
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額	890	△10,307
長期借入れによる収入	629	18,541
長期借入金の返済による支出	△7,904	△14,830
その他の金融負債の返済による支出	—	△1,000
社債の発行による収入	3,904	5,353
社債の償還による支出	△2,346	△3,273
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,599	△1,819
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	—	△225
配当金の支払額	7	△578
非支配株主への配当金の支払額	△788	△181
非支配株主からの払込みによる収入	—	61
その他	△655	△48
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,453	△8,307
現金及び現金同等物に係る換算差額	△15	△122
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△8,419	△2,702
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	△5
現金及び現金同等物の期首残高	30,993	34,631
現金及び現金同等物の四半期末残高	22,574	31,924

## 【要約四半期連結財務諸表注記】

### 1. 報告企業

株式会社コロワイド（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL <http://www.colowide.co.jp>）で開示しております。2017年9月30日に終了する6ヶ月間の当社の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）並びに関連会社に対する当社グループの持分により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

### 2. 作成の基礎

#### (1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約四半期連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2017年11月14日に代表取締役社長野尻公平及び最高財務責任者瀬尾秀和によって承認されております。

#### (2) 測定の基礎

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

#### (3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

#### (4) 新たな基準書及び解釈指針の適用

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」（2009年11月公表、2014年7月改訂）を早期適用しております。

### 3. 重要な会計方針

要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

### 4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

### 5. セグメント情報

#### (1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、主として直営飲食店チェーン及びFC事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レイズインターナショナル」及び「カッパ・クリエイト㈱」の4つを報告セグメントとしております。尚、「㈱アトム」は子会社3社、「㈱レイズインターナショナル」は子会社15社及び「カッパ・クリエイト㈱」は子会社2社を含んでおります。

㈱コロワイドMDは、主に「手作り居酒屋 甘太郎」・「北の味紀行と地酒 北海道」・「遊食三味 NIJYU-MARU」などの飲食店の運営及び各種食料品の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。



㈱アトムは、主に「にぎりの徳兵衛」・「ステーキ宮」などのレストラン業態の直営飲食店チェーン及びFC事業の運営を行っております。

㈱レイنزインターナショナルは、主に「牛角」・「温野菜」・「土間土間」・「かまどか」・「FRESH NESS BURGER」などのレストラン及び居酒屋業態のフランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給の他、直営店舗の運営を行っております。

カップ・クリエイト㈱は、主に「かっぱ寿司」などの回転寿司の直営店の運営の他、寿司・調理パンなどのデリカ事業を行っております。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は「3. 重要な会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報

前第2四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半期 連結財務諸 表計上額 (注6)
	㈱コロワイドMD	㈱アトム (注1)	㈱レイنز インターナ ショナル (注2)	カップ・ク リエイト㈱ (注3)	合計				
売上収益									
外部顧客への売上 収益	16,784	26,198	28,063	39,871	110,915	2,766	113,680	—	113,680
セグメント間の内 部売上収益又は振 替高	37,951	154	2,843	—	40,948	11,554	52,502	△52,502	—
合計	54,735	26,352	30,906	39,871	151,863	14,319	166,182	△52,502	113,680
セグメント利益又は 損失(△)	△31	947	1,805	849	3,571	179	3,749	△1,185	2,564
金融収益									185
金融費用									1,393
税引前四半期利益									1,356
法人所得税費用									1,490
四半期損失									△134

(注1) 「㈱アトム」セグメントには、㈱アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「㈱レイنزインターナショナル」セグメントには、㈱レイنزインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カップ・クリエイト㈱」セグメントには、カップ・クリエイト㈱及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、㈱バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱ダブリューピーエージャパン、㈱フードテーブル、㈱コロカフェ、COLOWIDE VIETNAM, JSC. 及びPHAN NHA HANG NHAT VIETにおける飲食店運営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益又は損失(△)の調整額△11億85百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益又は損失(△)は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント					その他 (注4)	合計	調整額 (注5)	要約四半期 連結財務諸 表計上額 (注6)
	(株)コロワ イ ドMD	(株)アトム (注1)	(株)レイ ンズ インター ナ シ ョ ナ ル (注2)	カ ッ パ ・ ク リ エ イ ト (株) (注3)	合計				
売上収益									
外部顧客への売上 収益	15,952	26,668	35,869	39,909	118,398	2,647	121,045	—	121,045
セグメント間の内 部売上収益又は振 替高	38,928	172	2,723	200	42,023	11,999	54,022	△54,022	—
合計	54,880	26,840	38,592	40,109	160,421	14,646	175,067	△54,022	121,045
セグメント利益又は 損失(△)	△280	987	2,774	211	3,692	40	3,732	△1,303	2,429
金融収益									352
金融費用									1,390
税引前四半期利益									1,390
法人所得税費用									847
四半期利益									543

(注1) 「(株)アトム」セグメントには、(株)アトム及びその連結子会社が含まれております。

(注2) 「(株)レイズインターナショナル」セグメントには、(株)レイズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

(注3) 「カップ・クリエイト(株)」セグメントには、カップ・クリエイト(株)及びその連結子会社が含まれております。

(注4) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム(株)における外食事業向けセルフ・オーダー・トータル・システムの開発・販売、無線通信技術の開発・運用、(株)バンノウ水産における鮪類並びに水産物の卸売、加工販売及び飲食店運営、(株)シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、(株)ココットにおける事務処理業務、(株)ダブリューピーージャパン、(株)フードテーブル、(株)ココカフェ、COLOWIDE VIETNAM, JSC.における飲食店経営となっております。

(注5) 調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。また、セグメント利益又は損失(△)の調整額△13億3百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

(注6) セグメント利益又は損失(△)は、要約四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 6. 社債

前第2四半期連結累計期間において、第46回無担保社債4,000百万円（利率0.25%、償還期限2023年9月29日）を発行しております。

前第2四半期連結累計期間において、償還された社債の累計額は24銘柄計2,346百万円です。

当第2四半期連結累計期間において、(株)カップ・クリエイトは第3回無担保社債1,500百万円（利率0.02%、償還期限2022年8月31日）及び第4回無担保社債1,500百万円（利率0.18%、償還期限2023年2月28日）を発行しております。

当第2四半期連結累計期間において、(株)レイズインターナショナルは第1回無担保社債470百万円（利率0.45%、償還期限2023年8月25日）、第2回無担保社債1,245百万円（利率0.02%、償還期限2022年8月31日）及び第3回無担保社債750百万円（利率0.17%、償還期限2022年8月31日）を発行しております。

当第2四半期連結累計期間において、償還された社債の累計額は31銘柄計3,273百万円です。

## 7. 配当金

前第2四半期連結累計期間（自 2016年4月1日 至 2016年9月30日）

決議日	株式の種類	配当金の総額 (単位：百万円)	1株当たり 配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2016年4月28日 取締役会	普通株式	375	5	2016年3月31日	2016年6月24日	利益剰余金
	優先株式	97	3,257,270			
	第2回優先株式	112	3,757,270			

(注) 優先株式及び第2回優先株式につきましては、契約変更前の期間においてIFRSでは金融負債として認識しており、要約四半期連結損益計算書上、それぞれの配当金は金融費用として計上しております。また、契約条件変更後の期間においてIFRSでは資本として認識しており、配当金として計上しております。

当第2四半期連結累計期間（自 2017年4月1日 至 2017年9月30日）

決議日	株式の種類	配当金の総額 (単位：百万円)	1株当たり 配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月9日 取締役会	普通株式	375	5	2017年3月31日	2017年6月29日	利益剰余金
	優先株式	94	3,162,730			
	第2回優先株式	109	3,662,730			

## 8. 金融商品

### (1) 公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は以下のとおりであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものであるなど、公正価値は帳簿価額に近似しております。

#### ① 敷金・保証金

敷金・保証金については、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

#### ② リース債権

リース債権の公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

#### ③ 設備・工事未払金

1年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

#### ④ 社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

#### ⑤ リース債務

リース債務の公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### ⑥ 優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦ 株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分されます。

非上場株式については、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分されます。

⑧ デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル2に区分されます。

(2) 金融商品の公正価値

金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年3月31日)		当第2四半期 連結会計期間 (2017年9月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
(金融資産)				
その他の金融資産				
敷金・保証金	26,237	26,466	26,243	26,365
リース債権(注2)	1,200	1,262	1,175	1,259
合計	27,437	27,728	27,418	27,624
(金融負債)				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金(注2)	6,045	6,057	8,334	8,470
社債及び借入金				
社債(注2)	22,702	23,114	24,858	25,037
借入金(注2)	90,328	90,546	83,675	83,889
その他の金融負債				
リース債務(注2)	16,477	17,441	16,750	17,685
優先株式	1,200	1,245	200	168
合計	136,753	138,403	133,817	135,248

(注1) 上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

(注2) 1年内回収、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

(3) 公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで以下のように分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産または負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接または間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された、要約四半期連結財政状態計算書に公正価値で認識する金融資産及び金融負債は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2017年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	—	—	765	765
その他	—	—	252	252
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	652	—	56	708
合計	652	—	1,073	1,725
（金融負債）				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	—	349	—	349
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ負債	—	5	—	5
合計	—	354	—	354

（注） 前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	—	—	980	980
その他	—	—	228	228
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
株式	671	—	54	726
合計	671	—	1,263	1,934
（金融負債）				
その他の金融負債				
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ負債	—	356	—	356
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ負債	—	3	—	3
合計	—	359	—	359

（注） 当第2四半期連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

② レベル3に分類された金融商品

レベル3に分類された金融商品について、当第2四半期連結累計期間においては重要な変動は生じていません。

9. 1株当たり利益

(1) 基本的1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期損失及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期損失 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (損失)	△531	182
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	70	205
親会社の普通株主に帰属する四半期損失	△601	△22
普通株式の加重平均株式数 (株)	75,037,560	75,037,145
基本的1株当たり四半期損失 (円)	△8.02	△0.30

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する四半期損失 (百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期損失	△1,018	△551
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	—	205
親会社の普通株主に帰属する四半期損失	△1,018	△756
普通株式の加重平均株式数 (株)	75,037,453	75,037,042
基本的1株当たり四半期損失 (円)	△13.57	△10.07

## (2) 希薄化後1株当たり四半期利益

希薄化後1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2016年4月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期損失(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益(損失)	△531	182
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	70	205
子会社の潜在株式に係る利益調整額	1	△0
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期損失	△602	△22
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	—	—
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,037,560	75,037,145
希薄化後1株当たり四半期損失(円)	△8.02	△0.30

	前第2四半期連結会計期間 (自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期損失(百万円)		
親会社の所有者に帰属する四半期損失	△1,018	△551
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	—	205
子会社の潜在株式に係る利益調整額	△0	△0
親会社の普通株主に帰属する希薄化後四半期損失	△1,018	△756
普通株式の希薄化後加重平均株式数(株)		
希薄化の影響	—	—
普通株式の希薄化後加重平均株式数	75,037,453	75,037,042
希薄化後1株当たり四半期損失(円)	△13.57	△10.07

## 10. 後発事象

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2017年11月14日

株式会社コロワイド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根本 剛光 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間宮 光健 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新名谷 寛昌 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2017年7月1日から2017年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2017年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。